

第 1 1 期福井県分別収集促進計画（概要版）

1. 計画策定の意義

容器包装廃棄物の処理は、ごみの減量化・リサイクルを推進する上で、重要であることから、平成 12 年 4 月から完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、市町と連携を取りながら分別収集体制の整備拡充に積極的に取り組んでいく。

本計画は、法第 9 条の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施されることを目的として策定するものである。

2. 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年を一期とし、3 年毎に見直し）

3. 各年度における容器包装廃棄物および製品プラスチックの排出量の見込み量

容器包装廃棄物

単位：t

排出量見込み	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	29,276	28,956	28,574	28,229	27,870
対前年比	—	98.9%	98.7%	98.8%	98.7%

製品プラスチック

単位：t

排出量見込み	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
合算量	2,201	2,233	2,213	2,196	2,177
対前年比	—	101.5%	99.1%	99.2%	99.1%

4. 各年度における特定分別基準適合物および法 2 条 6 項に規定する主務省令で定める物の収集見込み量

単位：t

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
無色ガラス	1,208.1	1,191.6	1,174.4	1,156.6	1,139.8
茶色ガラス	1,093.6	1,077.2	1,061.3	1,045.7	1,030.0
その他ガラス	781.9	776.1	766.9	748.8	749.7
その他紙	545.3	535.1	525.9	514.8	503.6
ペットボトル	1,254.0	1,243.0	1,225.1	1,212.6	1,198.1
その他プラ	4,173.6	4,146.4	4,110.9	4,079.6	4,044.3
（うち白色トレイ）	12.3	11.3	11.3	10.3	10.3

製品プラスチック	197.0	280.0	314.0	313.0	313.0
スチール缶	552.0	544.3	533.3	524.5	515.6
アルミ缶	625.9	621.0	611.7	603.6	597.5
紙パック	32.7	32.6	31.6	31.5	31.5
段ボール	2,266.5	2,233.4	2,196.5	2,161.5	2,127.4

5. 容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集の促進に関する事項等

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及について

環境関係イベントや、県のホームページ、広報誌等を活用し、マイボトル運動や、マイバッグ持参運動、ごみ減量化の取組みに関すること、リサイクル認定製品の紹介等、容器包装廃棄物のリサイクルに関する情報提供を行い、知識の普及を図るとともにごみ減量や分別収集等への取り組みを推進する。

特に排出の抑制については、全県的にマイボトル運動を推し進め、県民や事業者への啓発と促進を行う。あわせて、県民に対し、燃えるゴミの約4割を占める紙ごみについてさらなる分別の徹底と燃えるゴミの減量を広く周知する。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項について

県と市町、住民代表による「福井県ごみ減量化会議」において県内各市町でごみ減量化と容器包装廃棄物の分別収集が促進されるよう、他市町との比較に加え、分別収集の品目拡大や排出量が少ない他県の自治体で実施している先進事例をもとに、各市町に具体的な施策の立案に助言を行う。

また、市町担当職員を対象に、ごみ減量化先進事例等を学び、ごみ処理有料化等について検討する場を設ける。